

令和5年度暴走族総合対策

第1 暴走族の実態把握活動の積極的な推進

1 実態把握活動の強化

- (1) 暴走族取締りによる実態把握
- (2) 各種相談活動による実態把握
 - ア 愛媛県総合教育センターにおける教育相談
089-963-3986（教育相談室直通）
 - イ 警察本部設置の警察総合相談室
#9110又は089-931-9110
 - ウ 電子メールによる情報提供（警察本部）
<https://www.police.pref.ehime.jp/jyouho/koutuusidou.htm>
 - エ 警察署への各種相談
- (3) 旧車會の活動状況の把握
- (4) 暴走族OBの活動状況の把握

2 通報体制の確立

各機関、団体及び地域住民による
暴走族グループ、構成員、協力者、暴走車両、たまり場、暴走行為、
暴走場所、暴走用車両の改造場所、隠匿場所
等に関する通報体制の確立

3 各関係機関における積極的な情報交換

各関係機関の緊密な連携のもと、暴走族に関する情報交換を積極的に行い、暴走族及びその暴走行為の実態の把握に努め、暴走族の追放の促進に有効な情報の共有と発信を行う。

第2 広報啓発活動の推進及び暴走族追放気運の高揚

1 あらゆる広報機会・媒体を活用した広報啓発活動の推進

- (1) 関係機関・団体、地域ぐるみによる広報啓発活動の推進
 - ア 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月)との協調
 - イ ホームページ、広報紙(誌)、機関紙(誌)、町内回覧板等の活用
 - ウ 商店街組合等への協力依頼
- (2) 報道機関との連携による積極的な広報
暴走族等の実態に関する資料提供を行い、暴走族等の追放の促進について広報啓発を図る。

2 暴走族追放気運の高揚

- (1) 交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部の各構成機関・団体の連携による暴走族追放気運の高揚
- (2) 暴走族追放キャンペーンの実施
 - ア 実施期間
6月20日(火)～7月10日(月)の21日間
 - イ 実施内容
家庭、学校、職場、地域など県民が一体となり
「暴走をしない、させない、見に行かない」
を徹底し、暴走族を許さない社会環境づくりに努める。

第3 職場、地域、学校における青少年への指導強化

1 職場等における運転管理の徹底

- (1) 各種講習会等への受講促進
- (2) 運転記録証明書等の活用
- (3) 職場教育の推進

2 関係機関、団体間における協力、連携及び情報交換の推進

- (1) 警察、学校、PTA、自治会等関係機関・団体間の協力、連携強化
- (2) 暴走族及び不正改造車両等に関する情報交換の推進
- (3) 安全運転管理者協議会加入事業所との連携強化
- (4) 地域住民と関係機関・団体が一体となった環境づくり

3 少年非行防止対策の強化

- (1) 中学・高等学校等における暴走族加入防止・非行防止教室等の開催
- (2) 街頭における少年補導の強化
- (3) 暴走行為を見物・助長する期待族（ギャラリー）の補導及び排除
- (4) 暴走族少年及び保護者に対する個別指導
- (5) 休日及び各季休み期間中における中・高校生の生活指導の強化

第4 暴走族排除活動の推進

1 たまり場対策の推進

- (1) 設置者、管理者等による管理対策
 - ア 商店街、駐車場、空き地、公園、港湾施設等への看板等の掲出及び物理的封鎖措置
 - イ 警察等関係機関への早期通報体制の確立
- (2) 深夜営業店への協力要請
 - コンビニエンスストア、カラオケ店、ゲームセンター、インターネットカフェ等における少年の帰宅指導
- (3) 防犯カメラ等の設置促進

2 道路交通環境の整備

- (1) 暴走行為抑制の交通規制の実施
- (2) 暴走族等のたまり場に利用されやすい場所の管理強化及び封鎖
- (3) カーブ付近の減速舗装やチャッターバー、センターポール等の設置

3 暴走行為を助長する商品等の販売自粛への協力要請

- (1) 暴走行為に使用されるおそれのある自動車等の改造及び部品の販売、取付けの自粛
- (2) 暴走族車両への燃料販売の自粛
- (3) 暴走族を誇示するおそれのある特攻服、旗、ステッカー等の販売及び刺しゅうの請負自粛
- (4) 暴走族関連雑誌等の有害図書への指定

第5 不正改造車を排除する運動の推進

1 不正改造車排除強化月間

- (1) 実施期間
6月1日（木）～6月30日（金）の1か月間
- (2) 禁止行為
 - ア 不正改造そのものを禁止
 - イ 不正改造車の走行を禁止

2 多角的な視野による不正改造業者の実態把握及び情報の提供

- (1) 総合的な広報・啓発活動の実施
- (2) 自動車整備・販売組合未加入業者に対する指導
- (3) 不正改造車情報提供窓口の活用
 - ア 四国運輸局 自動車技術安全部 整備・保安課
(不正改造車110番)
087-802-6783
 - イ 四国運輸局 愛媛運輸支局 検査整備保安部門
089-956-1561

3 自動車整備、販売業者等に対する指導及び違反業者に対する取締り並びに行政処分の徹底

- (1) 自動車整備、販売業者
- (2) 自動車部品販売店、板金工場、電装業者、タイヤ販売店、給油所等
- (3) その他通信販売業者等

4 街頭指導・街頭検査の実施

- (1) 整備命令・整備通告の実施
- (2) 警察と関係機関合同による街頭検査の実施

5 不正改造車の排除強化

整備命令違反に対する自動車の使用停止措置・自動車検査証の返納及び、ナンバープレートの領置措置等の徹底

第6 暴走族取締りの徹底、加入防止の推進及び離脱促進・支援対策の強化

1 暴走族取締りの徹底

- (1) 暴走族及び暴走行為を助長する者に対するあらゆる法令を適用した取締りの徹底
 - ア 共同危険行為等の積極的な適用
 - イ 「愛媛県暴走族等の追放の促進に関する条例」の積極的な適用
 - ウ 窃盗、恐喝など他の犯罪を端緒とした、暴走族及び暴走行為の把握及び取締り
- (2) 不正改造等暴走行為を助長する行為等に対する取締りの徹底
- (3) 暴走行為に使用された車両や特攻服等の押収の徹底
- (4) 暴走行為者等に対する運転免許の行政処分の早期実施
 - ア 行政処分の迅速化と処分者教育の徹底
 - イ 重大違反唆し行為者の処分実施

2 暴走族加入阻止及び離脱促進・支援対策の強化

- (1) 「愛媛県暴走族等の追放の促進に関する基本方針」（平成15年3月25日付け）に基づいた県民総ぐるみによる暴走族追放運動の促進
- (2) 家庭、学校、地域、職場における加入防止のための適切な指導
- (3) 暴走族加入防止・非行防止教室等、中学・高等学校及び各種学校での開催に向けた必要な支援
- (4) 暴走族加入少年の保護者との連携による離脱促進
- (5) 離脱少年が安心して就学・就労できる環境づくり
- (6) 少年の再非行を防止するため、家庭、学校、地域、警察等関係機関が連携し離脱・立ち直り支援が継続できる体制づくり
- (7) 各種相談窓口による相談支援

実施機関・団体

愛媛県
愛媛県教育委員会
愛媛県警察本部
松山保護観察所
四国地方整備局松山河川国道事務所
四国運輸局愛媛運輸支局
愛媛県市長会
愛媛県町村会
愛媛県高等学校長協会
愛媛県私立中学高等学校連合会
愛媛県小中学校長会
愛媛県PTA連合会
愛媛県高等学校PTA連合会
愛媛県私立中学高等学校保護者会連合会
愛媛県交通安全協会
愛媛県公民館連合会
愛媛県青少年育成協議会
愛媛県交通安全母の会連合会
愛媛県安全運転管理者連絡協議会
愛媛県自動車整備振興会
愛媛県自動車車体整備協同組合
愛媛自動車販売協会
愛媛県石油商業組合
愛媛県ハイヤー・タクシー協会
愛媛県防犯協会連合会
日本二輪車普及安全協会愛媛県二輪車普及安全協会
株式会社愛媛新聞社
日本放送協会松山放送局
南海放送株式会社
株式会社テレビ愛媛
株式会社エフエム愛媛
株式会社あいテレビ
株式会社愛媛朝日テレビ

(順 不 同)